

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年10月8日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	宮城県
3. 市区町村名	東松島市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/index.cfm/22,11925,71,html">https://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/index.cfm/22,11925,71,html</a>

執行機関名 東松島市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	東松島市子ども医療費の助成に関する条例(平成17年東松島市条例第92号)に基づく助成に関する事務のうち、次に掲げるもの (1) 受給資格の確認、登録及び更新に関する事務 (2) 助成の申請の受理に関する事務 (3) 助成の決定に関する事務 (4) 助成金の交付に関する事務
② 番号法別表第1の項	7	
③ 番号法別表第2の項	9	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		東松島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第1の項  東松島市子ども医療費の助成に関する条例(平成17年東松島市条例第92号)に基づく助成に関する事務のうち、次に掲げるもの (1) 受給資格の確認、登録及び更新に関する事務 (2) 助成の申請の受理に関する事務 (3) 助成の決定に関する事務 (4) 助成金の交付に関する事務
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	東松島市子ども医療費の助成に関する条例(平成17年東松島市条例第92号)第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。</p>	<p>この条例は、<u>子どもの医療費の一部を助成することにより、子どもの適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図ることを目的とする。</u></p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>東松島市子ども医療費の助成に関する条例  東松島市子ども医療費の助成に関する条例施行規則  宮城県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	東松島市子ども医療費の助成に関する条例第5条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	東松島市子ども医療費の助成に関する条例第5条第1項の規定による受給資格の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	東松島市子ども医療費の助成に関する条例第3条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ニ	宮城県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱第2第3項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ホ	東松島市子ども医療費の助成に関する条例第2条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報